主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意書は、原判決に不服がある旨の記載をとどめるのみで、上 告理由の具体的な明示を欠くから、刑訴規則二四〇条所定の方式に違反し、不適法 である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四九年一〇月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江 里		清	雄
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	高	辻	正	己